

＜提出期限＞ 提出されない場合、返還となる場合があります。

① 9 月 30 日までに交付決定を受けた場合

→ 3 月 31 日までの状況を翌年度 4 月 30 日までに提出

② 10 月 1 日以降に交付決定を受けた場合

→ 交付決定を受けた日から 6 月を経過した日までの状況を
当該日から 1 ヶ月以内に提出

③ 労働局長から要求された場合 → 速やかに提出

平成 30 年 4 月 25 日

奈良労働局長 殿

〒630—8570 (TEL01—234—5678)

申請事業主 住所 奈良県奈良市法蓮町 387 番地

氏名 株式会社 霞 奈良店

代表取締役社長 東京 太郎 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

奈良労働局長名の交付額確定通知書に記載された文書番号等を記入してください。

状 況 報 告

平成 29 年 9 月 29 日奈労発雇均 0929 第 2 号をもって交付額確定の通知を受けた平成 29 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、平成 30 年 3 月 31 日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

対象期間は、交付決定日により異なります。
要綱を確認の上記入してください。

1 対象期間について

交付決定日の 6 月前から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 解雇等※の状況について

解雇等は一切行っていません。

3 賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について

賃金引上げ計画に基づいて平成 29 年 6 月 23 日に引き上げた賃金は、引き続きその額で支払っています。

※新規採用がある場合はその内容を記入してください。

平成 29 年 10 月 1 日付けで労働者 奈良太郎を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金額時間給 840 円と同額とし、引き続きその額を支払っています。 など

別添、賃金台帳（写し）のとおり（実績報告提出分以降の全労働者分）

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合